

様式第 1 号(第 3 条関係)

富士川親水公園ドッグラン利用登録申請書兼誓約書

年 月 日

富士川町長

申請者(飼い主)
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

富士川親水公園ドッグラン利用登録について次のとおり申請します。
なお、利用に当たっては、富士川町富士川親水公園ドッグラン利用
要綱第 10 条に定める遵守事項(裏面掲載)を守れることを誓約します。

犬の名前	犬種
性別(オス ・ メス)	毛の色
鑑札番号(登録番号) 市・区・町・村 第 号	狂犬病予防注射 市・区・町・村 第 号 注射日 年 月 日

※添付書類
狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 5 条第 2 項の注射済票

富士川町富士川親水公園ドッグラン利用要綱(抄)

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に通知された鍵の解除番号を第三者に漏えいしないこと。
- (2) 登録証を必ず携行し、職員の求めがあったときは、これを提示すること。
- (3) 登録証(第8条の規定による通信機器で行われた登録を含む。)は、登録された犬にのみ有効であり、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (4) 飼い犬のふん及びごみは持ち帰ること。
- (5) 進入口の扉を閉めたことを確認した上で入退場すること。
- (6) ノーリードは各エリア内とし、進入口内ではリードを放さないこと。
- (7) 常に飼い犬から目を離さず、飼い犬を残してドッグランを退場しないこと。
- (8) 喫煙及び火気又は危険物の持込みはしないこと。
- (9) 飲食、餌やり、シャンプー、ブラッシング等はしないこと。
- (10) ドッグランで生じた事故、怪我その他の利用者同士のトラブルは、当事者同士の責任において解決すること。
- (11) 18歳未満の者が入場する場合は、必ず保護者が同伴すること。
- (12) ベビーカー及び犬用カートを持ち込まないこと。
- (13) 病気の犬、発情期の犬、闘犬、生後6か月未満の犬又は犬以外のペットを連れている者は、利用しないこと。
- (14) 犬を連れていない者は、利用しないこと。
- (15) 施設、設備、備品等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (16) 次に掲げる行為をしないこと。
 - ア 公の秩序及び善良な風俗を害する恐れのある行為
 - イ 営利を目的とした行為
 - ウ 宗教的活動又は政治的活動を目的とする行為
 - エ その他他の利用者への迷惑を及ぼすとみなされる行為